

公開買付説明書

平成27年 6 月

株式会社ツルハホールディングス

(対象者：株式会社レデイ薬局)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社ツルハホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	札幌市東区北24条東20丁目 1 番21号
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区北24条東20丁目 1 番21号
【電話番号】	(011) 783-2755
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 大船 正博
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ツルハホールディングス (札幌市東区北24条東20丁目 1 番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といいます。）をいい、「公開買付者ら」とは、株式会社フジ（以下「フジ」といいます。）及びツルハHDを総称していいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社レデイ薬局をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「第二回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されるものです。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	10
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	15
6. 株券等の取得に関する許可等	16
7. 応募及び契約の解除の方法	17
8. 買付け等に要する資金	19
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	20
10. 決済の方法	20
11. その他買付け等の条件及び方法	20
第2 公開買付者の状況	23
1. 会社の場合	23
2. 会社以外の団体の場合	24
3. 個人の場合	24
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	25
1. 株券等の所有状況	25
2. 株券等の取引状況	26
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	26
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	26
第4 公開買付者と対象者との取引等	27
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	27
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	27
第5 対象者の状況	29
1. 最近3年間の損益状況等	29
2. 株価の状況	29
3. 株主の状況	29
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	30
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	31
6. その他	31
公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	32
対象者に係る主要な経営指標等の推移	35

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社レディ薬局

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1,576,300株（所有割合（注）14.63%）を所有しております。

（注） 対象者が平成27年5月29日に提出した第49期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された平成27年2月28日現在の対象者の発行済普通株式総数（10,799,500株）から対象者有価証券報告書に記載された平成27年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数（25,053株）を控除した株式数（10,774,447株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下、所有割合について同じとします。

公開買付者らが平成27年4月13日付「株式会社レディ薬局の株券等（証券コード3027）に対する公開買付けの開始及び資本業務提携に関するお知らせ」（以下「平成27年4月13日付プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、公開買付者ら及び対象者は、平成27年4月13日付で資本業務提携契約（以下「本件提携契約」といいます。）を締結しており、公開買付者らが、本件提携契約に基づき、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）を行うことを合意しております。公開買付者らは、本件提携契約に基づき、本取引の第一段階として、公開買付者らが共同して、第一回公開買付け応募株式（注）を取得するために平成27年4月14日から平成27年5月18日までを買付け等の期間、対象者株式1株当たりの買付け等の価格を800円とする公開買付け（以下「第一回公開買付け」といい、第二回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。なお、第一回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格を以下「第一回公開買付価格」といいます。）を実施した結果、本書提出日現在、公開買付者は対象者株式1,576,300株（所有割合14.63%）を、フジは対象者株式5,273,800株（所有割合48.95%。当該公開買付者らがそれぞれ所有する対象者株式を総称して、以下「公開買付者ら所有株式」といいます。）をそれぞれ所有するに至っており、フジは対象者を持分法適用関連会社としております。

（注） 平成27年4月13日時点で、対象者の代表取締役社長であり対象者の第2位株主であった三橋信也氏、対象者の元取締役であり対象者の第4位株主であった三橋鉄也氏、対象者の第6位株主であった三橋ひろみ氏、対象者の第9位株主であった三橋フジ子氏、対象者の第20位株主であった三橋雄治氏、対象者の第20位株主であった三橋彩子氏及び対象者の第22位株主であった三橋郁子氏（三橋信也氏、三橋鉄也氏、三橋ひろみ氏、三橋フジ子氏、三橋雄治氏、三橋彩子氏及び三橋郁子氏を総称して、以下「第一回公開買付け応募株主」といいます。）がそれぞれ所有していた対象者株式を合計したものをいいます。なお、同日時点で、第一回公開買付け応募株主は、三橋信也氏が対象者株式2,125,900株（所有割合19.73%）、三橋鉄也氏が対象者株式577,700株（所有割合5.36%）、三橋ひろみ氏が対象者株式228,000株（所有割合2.12%）、三橋フジ子氏が対象者株式104,500株（所有割合0.97%）、三橋雄治氏が対象者株式40,000株（所有割合0.37%）、三橋彩子氏が対象者株式40,000株（所有割合0.37%）、三橋郁子氏が対象者株式36,500株（所有割合0.34%）をそれぞれ所有し、その合計数は3,152,600株（所有割合29.26%）でした。

公開買付者は、本件提携契約に基づき、本取引の第二段階として、対象者株式の全て（ただし、公開買付者ら所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、第二回公開買付けを実施いたします。第二回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第二回公開買付価格」といいます。）は、第一回公開買付価格800円に比べて200円（25.00%）高い1,000円としております。第二回公開買付価格の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「（2）買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。本件両公開買付けにおいては、第一回公開買付けが成立した場合には、これに続けて第二回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第一回公開買付け及び第二回公開買付けのいずれかの公開買付けに応募するか、いずれの公開買付けにも応募しないかについて、対象者の株主の皆様にご判断いただく

ことが想定されているところ、第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するかが不確定となるため、対象者の株主の皆様のご判断を容易にする観点から、第二回公開買付けには下限を設定しておりません。

公開買付者は、対象者を非上場化する方針であり、公開買付者が、本件両公開買付けにより、対象者株式の全て（公開買付者ら所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本件両公開買付けの成立後、速やかに、対象者に対し、下記「（４）本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の一連の手続を実施することを要請する予定です。

対象者が平成27年4月13日に公表した「株式会社フジ及び株式会社ツルハホールディングスによる当社株式に対する共同公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」及び平成27年6月1日に公表した「株式会社ツルハホールディングスによる当社株式に対する公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ」（両プレスリリースを合わせて、以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、平成27年4月13日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けの妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。さらに、第一回公開買付けが成立した場合には、ツルハHDが単独で公開買付者となって、第一回公開買付けに係る決済後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者の取締役会は平成27年4月13日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。また、対象者の取締役会は、平成27年6月1日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けの開始にあたっての対象者取締役会の判断を変更する事情は特段ないとするため、同判断を維持し、改めて、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者におけるこれらの意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（３）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（２）本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け後の経営方針

① 本件両公開買付けの目的及び背景

フジ及び対象者は、中四国エリアを地盤とする、より強固な体質・体力を持つ企業集団づくりを目的として、平成19年9月25日付で資本・業務提携に係る契約を締結し、フジは、同年12月10日付で対象者株式1,795株（同日現在の発行済株式総数に対する割合11.46%）を取得いたしました。その後、フジ及び対象者は、フジ及び対象者の更なる資本関係及び業務提携関係の強化を図るため、平成20年5月12日付で新たな資本業務提携契約を締結するとともに、フジの100%子会社であった株式会社メディコ・二十一（以下「メディコ21」といいます。）及び対象者が、メディコ21を対象者の完全子会社とする株式交換契約を同日付で締結しました。そして、当該株式交換の結果、平成20年9月1日付でメディコ21が対象者の完全子会社となり、あわせてフジが対象者株式5,600株を取得したため、フジは、対象者株式7,395株（同日現在の発行済株式総数に対する割合34.79%）を所有するに至りました。その後、対象者は、平成25年2月28日を基準日として、対象者株式を1株につき500株の割合をもって分割したため、フジが所有する対象者株式の数は3,697,500株となり、さらに、第一回公開買付けの結果、対象者株式1,576,300株を取得したため、本書提出日現在、フジは、対象者株式5,273,800株（所有割合48.95%）を所有しております。以上の経緯により、本書提出日現在、フジは、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の筆頭株主となっております。フジ並びにその子会社19社、関連会社2社及びその他の関係会社2社で構成されるフジグループは、経営ビジョン「中四国くらし密着ドミナント」のもと、「豊かなくらしづくり」と「地域社会発展への貢献」を実現すべく、グループ戦略を『中四国屈指の「豊かさ創造グループ」への躍進』とし、グループ全体の企業価値の最大化を目指し、フジグループ各社の有する経営資源を最大限に活用しながら、四国4県、広島県及び山口県において総合小売業、DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業、スーパーマーケット、自動車販売業、医薬品化粧品等小売業等の小売事業を主な事業とし、食品製造・加工販売業、飲食業、クレジットカード事業、総合フィットネスクラブ事業、青果卸売業、農業等の小売周辺事業に加え、一般旅行業、自動車賃貸業、介護サービス業、総合ビルメンテナンス業等様々な事業を有機的に組み合わせることにより、地域のお客様のくらしに密着した店舗及び事業集団の構築を推進しております。

また、公開買付者は、第一回公開買付けの結果、対象者株式1,576,300株を取得し、本書提出日現在、対象者株式1,576,300株（所有割合14.63%）を所有しております。公開買付者並びに連結子会社14社及び非連結子会社2社で構成されるツルハグループは、お客様に健康で豊かな生活をご提供できるよう、「健康」と「美容」を通

じて地域社会へ貢献する“日本一のドラッグストアチェーン”を目指し、全国展開によるネットワークの構築を進めており、現在、北海道から東北・関東・中部・関西・中国・四国・九州地区にかけて1,384店舗（平成27年6月1日現在）を展開しております。また、ツルハグループは、中期目標である「2019年5月期2,000店舗、売上高7,000億円」を達成しさらに持続的かつ高い成長性を追求するために、ドミナントエリア戦略による店舗展開及び専門性と利便性の追究に取り組んでおります。具体的には、美と健康に関する高い専門性を生かしたカウンセリングサービスの充実及びプライベートブランド商品「M's one（エムズワン）」をはじめとする良質で求めやすい商品の品揃えによる利便性の提供に努め、お客様から支持される店舗づくりに注力するとともに、資本業務提携やM&Aの積極的な推進を含めた多店舗展開を進めております。

一方、対象者は、昭和34年7月に愛媛県松山市で創業された後、順次出店エリアを拡大し、現在は四国4県と山口県、広島県、岡山県の中国エリアにおいて合計200店舗を超えるドラッグストア及び調剤薬局を展開しております。また、平成18年3月に株式会社ジャスコ証券取引所（現JASDAQ）に株式を上場しました。対象者は、平成19年9月25日付で締結した資本・業務提携に係る契約及び平成20年5月12日付で締結した資本業務提携契約を通じ、フジとの提携関係強化を進めてきた結果、現状では、フジと不動産賃貸借や売上金集配委託等の取引関係があり、フジのグループ企業とも連携しながら業容の拡大を図っております。対象者は「すべてはお客様のために」を行動指針とし、お客様の「健康と美」を追求し、「喜びと感動と安心」を提供することこそ使命であると考え、単なる物販ではなく付加価値をお客様に感じていただけるよう営業を行っております。高齢化社会が進むなか、政府は医療費の抑制や健康寿命延伸の実現に向けセルフメディケーションの推進を行っており、地域におけるドラッグストアの役割は益々高まりつつあります。対象者では、医薬品に限らず、化粧品、日用雑貨及び健康食品も「治す」という性質をもった機能改善型商品と位置付けており、これらの販売に必要な相談ができる社員の教育を進めながら、かかりつけ薬局を目指しております。また、対象者は収益性を向上させながら成長を維持するために売場や店舗オペレーションの改善、システムの見直しによる効率化、競争力の高い新規出店の推進や調剤併設店の拡充に取り組んでおります。

昨今のドラッグストア業界は、企業の統合・再編の動きが強まっているほか、競合他社の出店や価格競争及び規制緩和による他業態との競合はさらに激化しており、経営環境は一層厳しさを増しております。一方で、少子高齢化が進む現在では、健康維持・増進や美容への関心がさらに高まり、セルフメディケーションの浸透を背景として、安心して相談ができる身近なドラッグストアへの期待は、より一層強くなるものと思われます。

このような状況のもと、フジは、平成25年10月頃から、同社の財務アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）と「地域社会への貢献」と「豊かなくらしの推進」の実現のため、対象者の競争力をさらに強化する方策についての議論を深める中で、平成25年12月頃から、対象者とも協議を開始し、様々な選択肢を検討してまいりました。一方で、公開買付者は、従来、中国地方においては鳥取県や島根県を中心基盤としておりましたが、平成25年10月1日、高知県のドラッグストア15店舗の買収をはじめ、平成25年12月20日には広島県を中心に中国地方で140店舗（当時）を展開する株式会社ハーティウオンツを子会社化し、続く平成27年3月1日には、広島県で展開するドラッグストア5店舗を買収する等、中国・四国地区の更なるドミナント化の推進により皆様に質の高いサービスを提供し、一層の営業基盤の強化を図ってまいりました。

フジは、フジ及び対象者それぞれの経営理念と経営戦略が公開買付者のそれと通じること、隣接地域で事業展開する状況に至ったこと、スケールメリットを活かした共同仕入やプライベートブランド商品の共同開発に加えて、効率的な店舗展開によるドミナント形成、有する資源を有効活用することによる経営の効率化等を通じた、各社の企業価値向上が見込めると考え、平成26年10月下旬から、公開買付者と協議を開始し、業務提携や資本提携の可能性を検討してまいりました。

その後、公開買付者らは、複数回にわたり、公開買付者らを取り巻く事業環境及び経営課題の更なる相互理解及び両社の企業価値向上を目的とした長期成長戦略と諸施策について、協議・検討を進めてまいりました。かかる協議・検討を経た結果、公開買付者らは、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現のためには、対象者が地域の豊かなくらしづくりと地域社会の発展に貢献していくフジグループの方針を維持しつつ、同時に、スケールメリットを活かした共同仕入、プライベートブランド商品の共同開発に加え、相互のノウハウや人材等経営資源を共有するなど、公開買付者の経営手法を積極的に活用するべく、公開買付者と対象者との強固な提携関係を構築した上で、各社の企業価値向上に向けた各施策を実行することが最善の方策である、という考えに至りました。

そして、公開買付者らは、上記の考えに基づき、更なる協議・検討を進めたところ、フジグループの方針を維持し、フジの中四国地区での信用度に基づく強みを活かした協業を深耕しつつ、公開買付者の経営手法を積極的に活用するべく、公開買付者と対象者との強固な提携関係を構築した上で、各社の企業価値向上に向けた上記各施策を実行していくためには、公開買付者らが対象者株式を全て取得し、迅速な意思決定を行うことが可能な経営体制を構築する必要があること、また、対象者の上場を維持したままで、上記各施策を実行した場合には、プ

ライブートブランド商品の共同開発に向けた開発費用等、提携関係を構築するために必要な費用の支出も見込まれ、短期的には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないこと、などを踏まえると、公開買付者らが共同で対象者を非上場化することが、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上のために最善の方策であるとの結論に至りました。

その後、公開買付者らは、平成26年10月末、対象者の代表取締役社長である三橋信也氏に対して、対象者を公開買付者らが共同で非上場化する可能性について非公式な打診を行い、対象者との間において、公開買付者らが共同で対象者を非上場化する可能性について協議及び検討を開始いたしました。

また、公開買付者らは、かかる協議及び検討と並行して、対象者を共同で非上場化する場合における両社の対象者に対する議決権保有比率について、協議及び検討を重ねていたところ、両社の対象者に対する議決権保有比率を同数とするよりも、公開買付者の議決権保有比率をフジの議決権保有比率よりも高くし、対象者を公開買付者の連結子会社とすることで、公開買付者の経営手法を積極的に活用しやすくなり、上記各施策をより一層効率的かつ実効的に実践することが期待でき、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるという考えに至り、本取引後の対象者に対する議決権保有比率は、フジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることといたしました。

このような経緯を経て、公開買付者らは、平成26年12月中旬、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の正式な提案を行いました。かかる提案の後、公開買付者らは、対象者との間で、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の内容、方法その他の条件等について、複数回にわたり協議・交渉を進めていたところ、三橋信也氏から、公開買付者らに対して、創業家一族としての責任に鑑み、公開買付者らにおいて本取引完了までに必要となる財務負担を軽減し、本取引完了後に各社の企業価値向上に向けた各施策を積極的に実行できるようにすることは、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるとの考えから、対象者の少数株主に対する買付価格より低い価格でその保有する対象者株式を売却する意向である旨の申出がなされました。当該申出を受け、公開買付者らは、平成26年12月末、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の内容として、本件両公開買付けを含む本取引の正式な提案を行いました。その後、公開買付者らは、対象者との間で、それぞれの財務アドバイザー及び法務アドバイザーによるアドバイスを受けながら、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針を含め、本取引の実施の是非及び条件等について複数回にわたり協議・交渉を重ねました。また、平成27年2月中旬から3月中旬にかけて、公開買付者らが対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しております。

こうした検討を経て、公開買付者らは、第一回公開買付けを実施することを平成27年4月13日に開催されたそれぞれの取締役会において決定し、本取引の第一段階として、平成27年4月14日から平成27年5月18日までを買付け等の期間とする第一回公開買付けを実施いたしました。その後、公開買付者は、本取引の第二段階として、本件提携契約に基づき、第二回公開買付価格を1株当たり1,000円とする第二回公開買付けを開始することを、平成27年6月1日に開催された取締役会において決定いたしました。

なお、本取引に関し、公開買付者らは共同の財務アドバイザーとして野村證券を起用し、フジは法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、公開買付者は法務アドバイザーとして中村浅松法律事務所をそれぞれ起用しております。他方、対象者は、財務アドバイザーとして山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を起用しております。また、対象者は、平成27年3月3日、本件両公開買付け及び公開買付者らが対象者の発行済株式の全てを取得する手続（以下「スクイーズアウト」といいます。）を含む本取引に関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の実施に関して、対象者の取締役会が意見表明の決議（以下「本意見表明決議」といいます。）その他の意思決定を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で、第三者委員会を設置いたしました。なお、第三者委員会の詳細は、下記「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。

② 本件両公開買付け後の経営方針

公開買付者らが、本件両公開買付けによって対象者株式の全て（ただし、公開買付者ら所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本件両公開買付けの成立後に、下記「（4）本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の一連の手続を実施し、所定の手続を経て、対象者株式の非上場化を行う予定です。非上場化後の対象者は、公開買付者の連結子会社としての経営体制に移行しますが、他方、公開買付者らは、対象者が今後も継続して発展していくためには、フジグループの方針を維持し、フジの中四国地区での信用度に基づく強みを活かした協業を深耕しつつ、公開買付者の経営手法を積極的に活用する方針を確認する一方、対象者が有する現行の経営方針も一定程度尊重する必要があると考え、公開買付者ら及び対象者

は、本件提携契約において、非上場化後の対象者の取締役選任に際しては、フジが1名、公開買付者が2名をそれぞれ指名することができる旨を合意しております。

また、公開買付者ら及び対象者は、本件提携契約において、第一回公開買付けの決済の完了後、公開買付者らは、それぞれが指名する上記対象者の取締役が選任され、就任するまでの間、フジから1名、公開買付者から2名をオブザーバーとして対象者の取締役会に出席させることができる旨を合意しており、本書提出日現在、フジ及び公開買付者は、それぞれフジから1名、公開買付者から2名のオブザーバーを対象者の取締役会に派遣する予定です。本件提携契約の詳細については、下記「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「(2) 公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結」をご参照ください。

なお、本書提出日現在、対象者の取締役4名のうち1名（一ノ宮武文氏）及び監査役3名のうち1名（内島朝良氏）がフジグループの役員を兼務しておりますが、これらの兼任役員については、本件両公開買付け以降、少なくとも本取引完了までの間、引き続き、対象者の役員として、職務を遂行していただくことを予定しております。なお、対象者の取締役である三橋鉄也氏は平成27年3月31日付で対象者の取締役を辞任したとのことです。

また、現在の対象者の従業員の皆様についても、引き続き、対象者の事業運営の中核として事業の発展に尽力していただくことを予定しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置

第一回公開買付けの開始時点において対象者は公開買付者らの子会社ではなく、第一回公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しておりませんでした。公開買付者ら及び対象者は、第一回公開買付けの開始時点において、フジが対象者株式3,697,500株（所有割合34.32%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としていたこと、対象者の取締役4名のうち1名（一ノ宮武文氏）及び監査役3名のうち1名（内島朝良氏）がフジグループの役員を兼務していたこと、第二回公開買付け実施時には、フジと公開買付者が合算して対象者株式の過半数を所有するに至る可能性が高く構造的な利益相反の問題が生じ得ると予想されたこと、さらに、本書提出日現在、公開買付者が対象者株式1,576,300株（所有割合14.63%）を、フジが対象者株式5,273,800株（所有割合48.95%）をそれぞれ所有するに至っており、フジは対象者を持分法適用関連会社としていること、フジ及び公開買付者が合算して6,850,100株（所有割合63.58%）を所有し、対象者株式の過半数を所有していることを考慮し、本件両公開買付けの公正性の担保、本件両公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、主として以下の①乃至⑤のような本件両公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者の取締役会は、公開買付者らから提示された第二回公開買付け価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者らから独立した第三者算定機関である山田FASに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年4月10日付で対象者株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得いたしました。山田FASは、対象者又は公開買付者らの関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。なお、対象者は、山田FASから第二回公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

山田FASは、対象者株式の株式価値を算定するに当たり、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、対象者の株式価値を分析しております。山田FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の株式価値を算定しています。当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	： 558円～574円
類似会社比較法	： 853円～1,002円
DCF法	： 794円～1,044円

市場株価法は、多くの投資家が企業の将来性、収益力、財産価値等の多様な要素を勘案して市場で取引を行うことによって形成される客観性の高い市場株価を基礎として株式価値を算定する手法であり、上場会社の株式価値を表す適切な指標であると考えられることから、山田FASは市場株価法を採用することとし、市場株価法では、平成27年4月10日を基準日（以下「本基準日」といいます。）として、JASDAQにおける対象者株式の本基準日終値570円、本基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値567円（小数点以下四捨五入。以下、市場

株価の終値の単純平均値の計算において同様です。) 、本基準日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値574円及び本基準日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値558円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を558円から574円までと分析しております。

類似会社比較法は、評価対象会社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、評価対象会社の株式価値を算定する手法であり、当該手法は市場で取引されている類似上場会社株式との相対的な評価アプローチであるため一定の客観性を備えていると考えられることから、山田FASは類似会社比較法を採用することとし、類似会社比較法では、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を853円から1,002円までと分析しております。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価においては最も理論的であるといわれていることから、山田FASはDCF法を採用することとし、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年2月期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を794円から1,044円までと分析しております。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでおりません。また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

また、対象者の取締役会は、第一回公開買付けの開始から現時点までの状況を考慮しましたが、対象者算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、対象者算定書は引き続き有効であると考えております。

② 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

対象者は、本件両公開買付け及びスクイーズアウトを含む本取引に関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の実施に関して、対象者の取締役会が本意見表明決議その他の意思決定を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で、対象者及び公開買付者らから独立性を有する、山口直樹氏（対象者社外監査役、独立役員）、長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件の公正性が確保されているか、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本件諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、平成27年3月3日から平成27年4月8日までの間、合計で4回開催され、本件諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、本件諮問事項の検討にあたり、対象者から、対象者より提出された各資料に基づき、公開買付者らの提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、公開買付者らから、本取引の目的・意義、本取引完了後の対象者の経営体制・事業運営についての方針、本取引が対象者の事業計画・中期経営計画に影響を与え得る諸要因の具体的な内容、計画等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、山田FASから、同社が対象者に対して提出した対象者算定書に基づき、対象者の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行いました。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成27年4月10日に、対象者の取締役会に対して、(i)本取引の目的は対象者の企業価値向上を目指すものということができ、加えて、対象者においては、公開買付者らから提案・説明を受けた対象者の今後の成長計画等についての具体的な検討・評価を踏まえ、本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、また対象者及び公開買付者らから説明を受けた対象者の事業計画及び成長計画並びにスクイーズアウト後の運営体制等については、いずれも不合理なものとは認められないことから、本件両公開買付け及びスクイーズアウトは対象者の企業価値向上に資するであろうと考えられること、(ii)対象者は、本取引の取引条件、とりわけ第二回公開買付け価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、対象者株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から対象者算定書を取得した上で、対象者算定書を参考としており、その上で、(a)当該第三者算定機関作成の対象者算定書の結論に至る計算過程について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(b)また対象者算定書を基礎として対象者においても本取引の必要性及びメリット等を考慮した上で第二回公開買付け価格の検討を行ってきたこと、(c)最終的に取締役会決議を予定している第二回公開買付け価格についても相応のプレミアムが付された価格といえる他特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられることから、これら対象者における対応は、本件両公開買付けの取引条件、とりわけ第二回公開買付け価格の公正性を確保し、またこれらに関する対象者の判断・意思

決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと思料されること、並びにスクイーズアウトの取引条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、第二回公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定するとの説明を受けており、スクイーズアウトは、本件両公開買付けの後、本件両公開買付けに続けて行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件を同一のものとすることについては、合理性が認められるものと考えられること、その上で、上記のとおり本件両公開買付けの取引条件、とりわけ第二回公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する対象者の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められると考えられることから、スクイーズアウトの取引条件に関してもその公正性が確保されているものと思料されること、(iii)対象者は、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、下記「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」及び下記「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の体制・状況並びに本件両公開買付け及びスクイーズアウトが支配株主等との取引に該当し、より慎重に取引条件の妥当性・公正性を担保する必要があるとの認識のもと、対象者は、公開買付者らに対して少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請し、その妥当性・公正性等の検証も重ねた上で、公開買付者らと第二回公開買付価格を含む本件両公開買付け及びスクイーズアウトの取引条件について合意するに至ったこと、これらの点を含め、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、対象者の株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本件両公開買付けの取引条件、とりわけ第二回公開買付価格の公正性の担保、またスクイーズアウトの取引条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、(iv)上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は平成27年4月10日時点において特段見当たらないことから、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本取引の取引条件の公正性は確保されていること、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、及び(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

なお、対象者の取締役会は、第一回公開買付けの開始から現時点までの状況を考慮しましたが、第三者委員会の答申内容に影響を与える前提事実の変更はなく、第三者委員会の答申は引き続き有効であると考えております。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本件両公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び公開買付者らから独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他本取引を実施するにあたっての留意点について法的助言を受けております。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、平成27年4月13日開催の対象者の取締役会において、本取引は、(i)ツルハグループの高い商品調達力や商品開発力及びローコスト・オペレーションの仕組みの活用並びに物流網の再構築や情報システムの統一化により収益力の向上が見込まれること、(ii)ツルハグループと協働することにより、物流機能の効率化や中四国エリアにおけるツルハグループとの一体的な店舗展開、新規事業に関するノウハウの蓄積が可能となること、(iii)企業グループの安定性向上により社員の士気が高まるとともに、企業魅力度の向上により必要な人員の確保が容易となること、(iv)これらの施策を通じた店舗網の拡充により、地域におけるセルフメディケーションへの関わりを通じて喜んでいただけるお客様を増やすことが可能であること、(v)上記の施策を効果的に実行するためには迅速な意思決定を行うことが可能な経営体制を構築する必要があること、(vi)プライベートブランド商品の共同開発に向けた開発費用等、提携関係を構築するために必要な費用の支出により予想される短期的な株価への影響にとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できることから、対象者の企業価値の向上を実現するために最善の方策であると判断しました。

また、第一回公開買付価格については、(i)第一回公開買付け応募株主と公開買付者らとの交渉により同人らの間で合意したものであり、第一回公開買付けは第一回公開買付け応募株主のみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ii)一般株主の皆様のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること等を踏まえ、第一回公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主の皆様判断に委ねるのが妥当であると判断しました。第二回公開買付価格については、(i)本基準日のJASDAQにおける対象者株式の終値570円に対して75.44%（小数点以下第三位を四捨五入。プレミアム算出において、以下同じです。）、本基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値567円に対して76.37%、

本基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値574円に対して74.22%、本基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値558円に対して79.21%のプレミアムを加えた金額となっていること、(ii)第二回公開買付け価格は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付け価格よりも200円

(25.00%)高い金額であること、(iii)「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、一般株主の皆様への配慮がなされていると認められること、及び(iv)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者らの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であることから、(i)から(iv)までを踏まえ、平成27年4月13日時点においては、第二回公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断しました。

対象者は、平成27年4月13日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、第一回公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び公開買付者らによれば、公開買付者らは、第一回公開買付けが成立した場合には、ツルハHDが単独で公開買付者となって、第一回公開買付けに係る決済後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であることから、平成27年4月13日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議いたしました。

さらに、対象者は、平成27年6月1日開催の取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての対象者の取締役会の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議しました。

上記平成27年4月13日及び同年6月1日開催の両取締役会においては、対象者の取締役のうち、一ノ宮武文氏がフジの取締役を兼任していること、及び三橋信也氏が公開買付者らとの間で、その所有する対象者株式2,125,900株（所有割合19.73%）について第一回公開買付けに応募する旨の応募契約を締結していることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、一ノ宮武文氏及び三橋信也氏以外の2名の取締役において審議のうえ、その全員一致で上記の内容の決議をそれぞれ行った後、更に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、一ノ宮武文氏及び三橋信也氏を加えた対象者の全ての取締役に改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行いました。また、対象者の監査役3名のうち、フジの子会社である株式会社フジ・カードサービスの監査役を兼任する内島朝良氏は、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、上記両取締役会に出席しておらず、上記両取締役会には、同監査役を除く対象者の監査役2名が出席し、対象者の取締役会が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、上記「(2)本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け後の経営方針」の「② 本件両公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、フジ及び公開買付者は、本件提携契約に基づき、それぞれフジから1名、公開買付者から2名をオブザーバーとして対象者の取締役会に派遣することを予定しておりますが、平成27年6月1日時点まで、対象者の取締役会にフジ及び公開買付者のオブザーバーは出席しておりません。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者らは、第二回公開買付けの買付け等の期間（以下「第二回公開買付け期間」又は単に「公開買付け期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。公開買付者らは、第一回公開買付けの実施の公表と同時にツルハHDが単独で公開買付者となる第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の他の株主の皆様が本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。公開買付者らは、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

(4) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者らは、上記「(1)公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を非上場化する方針であり、本件両公開買付けにより、公開買付者らが対象者株式の全て（ただし、公開買付者ら所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者らは、本件両公開買付けの成立後、速やかに（現時点では平成27年11月頃を目途としております。）、以下の一連の手続を実施することにより、公開買付者らが対象

者の発行済株式の全てを取得すること（スクイーズアウト）を予定しており、公開買付者ら及び対象者は、本件提携契約において、その旨を合意しております。

具体的には、本件両公開買付けが成立した後に、対象者は、本件提携契約に基づき、①対象者が会社法の規定する種類株式発行会社となるために、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を更に変更して、対象者株式の全てに全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付すること（ただし、当該別個の種類の対象者の株式について上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催する予定です。

また、本株主総会において上記①の議案についてご承認いただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は、会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を発生させるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②の議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者株式を所有する対象者の株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、対象者は、本件提携契約に基づき、本株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催する予定です。

なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者らは、本件提携契約に基づき、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成します。

上記各手続が実行された場合には、対象者が発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象者が取得することとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）の皆様には、当該取得の対価として別個の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数に1株に満たない端数が含まれる対象者の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令が定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類の株式を公開買付者らに売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、対象者の各株主の皆様には交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、本件提携契約に基づき、対象者が裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の別個の種類の株式の内容及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者らが対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の株主（ただし、公開買付者ら及び対象者を除きます。）の皆様に対し交付される対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、公開買付者ら及び対象者は、本件提携契約において、本株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに、公開買付者らが対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための施策を完了するとともに、対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とするために、公開買付者からフジへの当該種類株式の譲渡等その方法について公開買付者ら及び対象者が別途協議の上、必要な施策を実施することを合意しております。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類の株式の上場申請は行われたい予定です。

公開買付者らは、現時点では平成27年11月頃を目処に本株主総会及び本種類株主総会を同日付で開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された対象者株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、対象者株式1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てのほか、上記②の定款の一部変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定があります。

これらの方法による申立て又は請求を行うにあたっては、その必要手続等に関して対象者の株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

また、本件提携契約に基づき、公開買付者ら及び対象者の協議及び合意の上、上記の各手続に代えて、会社法に基づき、対象者株式の併合を議案とする臨時株主総会を開催し、その決議に基づく株式の併合によって対象者の株主（公開買付者らを除きます。）の保有する株式の数を1株に満たない端数とする方法により、スクイーズアウトを実施する可能性があります。その場合、上記の場合と同様、公開買付者ら以外を対象者の株主の皆様には、当該端数の合計数に相当する対象者株式を公開買付者らに売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなりますが、当該株主の皆様が交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定です。また、この場合における具体的な手続については、公開買付者らと対象者が協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任において税務専門家にご確認ください。

（５）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、ＪＡＳＤＡＱに上場されております。公開買付者らは第二回公開買付けにおいて買付予定数に上限は設定していないため、第二回公開買付けの結果次第で、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、第二回公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「（４）本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の各手続を実施した場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式をＪＡＳＤＡＱにおいて取引することはできません。

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年6月2日（火曜日）から平成27年7月13日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	平成27年6月2日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金1,000円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者らは、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 野村證券は、第二回公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者らは野村證券から平成27年4月13日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「公開買付者ら株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、公開買付者らは野村證券から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、野村證券は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。 公開買付者ら株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法 : 558円～574円 類似会社比較法 : 553円～1,453円 DCF法 : 717円～1,248円 市場株価平均法では、対象者株式のJASDAQにおける本基準日終値570円、本基準日までの直近5営業日の終値単純平均値568円、本基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値567円、本基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値574円及び本基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値558円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、558円から574円までと分析しております。 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、553円から1,453円までと分析しております。 DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、717円から1,248円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。 公開買付者らは、野村證券から取得した公開買付者ら株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者らにおいて実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の本基準日までの直近1ヶ月間における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年4月13日開催の取締役会において、第二回公開買付価格を1株当たり1,000円とすることを決定・合意し、平成27年4月13日付プレスリリースにおいて、その旨を公表いたしました。 なお、第二回公開買付価格である対象者株式1株当たり1,000円は、第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成27年4月10日の対象者株式のJASDAQにおける終値570円に対して75.44%、平成27年4月10日までの直近1ヶ月の終値単純平均値567円に対して76.37%、平成27年4月10日までの直近3ヶ月の終値単純平均値574円に対して74.22%及び平成27年4月10日までの直近6ヶ月の終値単純平均値558円に対して79.21%のプレミアムを加えた金額となります。

	また、本書提出日の前営業日である平成27年6月1日の対象者株式のJASDAQにおける終値996円に対して0.40%のプレミアムを加えた金額となります。 なお、第二回公開買付けに先立ち実施いたしました第一回公開買付けの第一回公開買付価格については、公開買付者らが、第一回公開買付け応募株主との間で独立当事者間の交渉を行い、第一回公開買付け応募株主は、平成27年4月13日時点で、第一回公開買付け応募株主それぞれが所有していた対象者株式の全て合計3,152,600株（所有割合29.26%）を1株当たり800円で売却することに合意しました。そこで、公開買付者らは第一回公開買付価格を1株当たり800円といたしました。 第一回公開買付価格である対象者株式1株当たり800円は、第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成27年4月10日の対象者株式のJASDAQにおける終値570円に対して40.35%、平成27年4月10日までの直近1ヶ月の終値単純平均値567円に対して41.09%、平成27年4月10日までの直近3ヶ月の終値単純平均値574円に対して39.37%、平成27年4月10日までの直近6ヶ月の終値単純平均値558円に対して43.37%のプレミアムを加えた金額となります。 なお、第二回公開買付価格は、第一回公開買付価格800円に比べて200円（25.00%）高い1,000円となります。また、第一回公開買付価格は、本基準日の対象者株式のJASDAQにおける終値570円に対して40.35%のプレミアムが付されているのに対し、第二回公開買付価格は、当該終値に対して75.44%のプレミアムが付されております。
算定の経緯	（第二回公開買付価格の決定に至る経緯） 上記「3 買付け等の目的」の「（2）本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け後の経営方針」の「① 本件両公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり、公開買付者らは、平成26年10月末、対象者の代表取締役社長である三橋信也氏に対して、対象者を公開買付者らが共同で非上場化する可能性について非公式な打診を行い、対象者との間において、公開買付者らが共同で対象者を非上場化する可能性について協議及び検討を開始いたしました。 また、公開買付者らは、かかる協議及び検討と並行して、対象者を共同で非上場化する場合における両社の対象者に対する議決権保有比率について、協議及び検討を重ねていたところ、両社の対象者に対する議決権保有比率を同数とするよりも、公開買付者の議決権保有比率をフジの議決権保有比率よりも高くし、対象者を公開買付者の連結子会社とすることで、公開買付者の経営手法を積極的に活用しやすくなり、上記各施策をより一層効率的かつ実効的に実践することが期待でき、対象者の長期的な成長性の拡大と収益力の向上の実現、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるという考えに至り、本取引後の対象者に対する議決権保有比率は、フジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることといたしました。 このような経緯を経て、公開買付者らは、平成26年12月中旬、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の正式な提案を行いました。かかる提案の後、公開買付者らは、対象者との間で、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の内容、方法その他の条件等について、複数回にわたり協議・交渉を進めていたところ、三橋信也氏から、公開買付者らに対して、創業家一族としての責任に鑑み、公開買付者らにおいて本取引完了までに必要となる財務負担を軽減し、本取引完了後に各社の企業価値向上に向けた各施策を積極的に実行できるようにすることは、ひいては公開買付者ら及び対象者の企業価値向上に資するものであるとの考えから、対象者の少数株主に対する買付価格より低い価格でその保有する対象者株式を売却する意向である旨の申出がなされました。当該申出を受け、公開買付者らは、平成26年12月末、対象者に対して、対象者の非上場化並びに対象者に対するフジの議決権保有比率を49%及び公開買付者の議決権保有比率を51%とすることに向けた取引の内容として、本件両公開買付けを含む本取引の正式な提案を行いました。その後、公開買付者らは、対象者との間で、それぞれの財務アドバイザー及び法務アドバイザーによるアドバイスを受けながら、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針を含め、本取引の実施の是非及び条件等について複数回にわたり協議・交渉を重ねました。また、平成27年2月中旬から3月中旬にかけて、公開買付者らが対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しております。

こうした検討を経て、公開買付者らは、第一回公開買付けを実施することを平成27年4月13日に開催されたそれぞれの取締役会において決定し、本取引の第一段階として、平成27年4月14日から平成27年5月18日までを買付け等の期間とする第一回公開買付けを実施いたしました。その後、公開買付者は、本取引の第二段階として、本件提携契約に基づき、第二回公開買付価格を1株当たり1,000円とする第二回公開買付けを開始することを、平成27年6月1日に開催された取締役会において決定いたしました。

なお、本取引に関し、公開買付者らは、共同の財務アドバイザーとして野村證券を起用し、フジは法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、公開買付者は法務アドバイザーとして中村浅松法律事務所をそれぞれ起用しております。他方、対象者は、財務アドバイザーとして山田FAS、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を起用しております。また、対象者の取締役会は、平成27年3月3日、本件両公開買付け及びスクイーズアウトを含む本取引に関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の実施に関して、対象者の取締役会が本意見表明決議その他の意思決定を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で、第三者委員会を設置いたしました。

① 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者らは、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

② 当該意見の概要

野村證券は、第二回公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者らは野村證券から平成27年4月13日に公開買付者ら株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者らは野村證券から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、野村證券は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていません。

公開買付者ら株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	： 558円～574円
類似会社比較法	： 553円～1,453円
DCF法	： 717円～1,248円

③ 当該意見を踏まえて第二回公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者らは、野村證券から取得した公開買付者ら株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者らにおいて実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の本基準日までの直近1ヶ月間における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年4月13日開催の取締役会において、第二回公開買付価格を1株当たり1,000円とすることを決定し、合意いたしました。

その後、公開買付者は、本取引の第二段階として、本件提携契約に基づき、第二回公開買付価格を1株当たり1,000円とする第二回公開買付けを開始することを、平成27年6月1日に開催された取締役会において決定いたしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,924,347 (株)	－ (株)	－ (株)

- (注1) 第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 買付予定数は、対象者有価証券報告書に記載された平成27年2月28日現在の発行済株式数(10,799,500株)から公開買付者ら所有株式の数(6,850,100株)及び対象者有価証券報告書に記載された平成27年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数(25,053株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式も第二回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 第二回公開買付けを通じて公開買付者ら所有株式及び対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	39,243
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年6月2日現在）（個）（d）	15,763
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年6月2日現在）（個）（g）	52,738
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成27年2月28日現在）（個）（j）	107,741
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合（a/j）（%）	36.42
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)（%）	100.00

- （注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、第二回公開買付けにおける買付予定数（3,924,347株）に係る議決権の数を記載しております。
- （注2） 「対象者の総株主等の議決権の数（平成27年2月28日現在）（個）（j）」は、対象者有価証券報告書に記載された平成27年2月28日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も第二回公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記対象者有価証券報告書に記載された平成27年2月28日現在の単元未満株式400株から、平成27年2月28日現在の対象者の所有する単元未満自己株式53株を控除した347株に係る議決権の数である3個）を加えて、107,744個を分母として計算しております。
- （注3） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、第一回公開買付け及び第二回公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過する日までは本株式取得をすることはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成27年2月16日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から平成27年3月4日付で、30日の禁止期間を16日に短縮する旨の通知を受領したため、平成27年3月4日の経過をもって、禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から平成27年3月4日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成27年3月4日をもって措置期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成27年3月4日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成27年3月4日付公北総第11号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
平成27年3月4日付公北総第12号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

- ⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

- ⑦ 応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの） 在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コールカスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,924,347,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	80,000,000
その他(c)	7,000,000
合計(a)+(b)+(c)	4,011,347,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,924,347株)に第二回公開買付価格(対象者株式1株当たり1,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、第二回公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は第二回公開買付け終了時まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	5,220,252
計(a)	5,220,252

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,220,252千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成27年7月21日（火曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、第二回公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、第二回公

開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、フジ及び公開買付者の双方が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたのにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを

受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

②【会社の目的及び事業の内容】

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

④【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
計					—

(2)【経理の状況】

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期（自 平成25年 5 月16日 至 平成26年 5 月15日）平成26年 8 月 7 日関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第 3 四半期（自 平成26年11月16日 至 平成27年 2 月15日）平成27年 3 月31日関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ツルハホールディングス
（札幌市東区北24条東20丁目 1 番21号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年6月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	68,501 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	68,501	—	—
所有株券等の合計数	68,501	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年6月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,763 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	15,763	—	—
所有株券等の合計数	15,763	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成27年6月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	52,738 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	52,738	—	—
所有株券等の合計数	52,738	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成27年6月2日現在)

氏名又は名称	株式会社フジ
住所又は所在地	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
職業又は事業の内容	チェーンストア業（食料品、衣料品、日用雑貨品等の小売販売）
連絡先	連絡者 株式会社フジ 総合企画部 次長 豊田 洋介 連絡場所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 電話番号 (089) 922-8112
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

② 【所有株券等の数】

株式会社フジ

(平成27年6月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	52,738 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	52,738	—	—
所有株券等の合計数	52,738	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
ツルハHD	普通株式	1,576,300株	—	1,576,300株

(注) 上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、第一回公開買付けにより、対象者株式1,576,300株を1株当たり800円で取得しております。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結

公開買付者ら及び対象者は、平成27年4月13日付で、本件提携契約を締結し、公開買付者らがそれぞれが所有する対象者の株式を第三者に対して譲渡、担保差し入れその他の一切の処分を行うことができないことを合意しているほか、対象者の非上場化以後の対象者の取締役の選任に関してそれぞれが指名する者が選任されるよう議決権を行使すること等を合意しております。なお、本件提携契約の詳細については、下記「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「(2) 公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本件両公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成27年4月13日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。さらに、第一回公開買付けが成立した場合には、ツルハHDが単独で公開買付者となって、第一回公開買付けに係る決済後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者の取締役会は平成27年4月13日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。

また、対象者の取締役会は、平成27年6月1日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けの開始にあたっての対象者取締役会の判断を変更する事情は特段ないと考えするため、同判断を維持し、改めて、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者におけるかかる意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付け要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者ら及び対象者との間の本件提携契約の締結

公開買付者ら及び対象者は、平成27年4月13日付で、本件提携契約を締結いたしました。

本件提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

(本取引に関する合意事項)

① 第一回公開買付けの実施

- イ 公開買付者らは共同して、公開買付者らが平成27年4月14日付で提出した第一回公開買付けに係る公開買付け届出書記載の内容にて、第一回公開買付けを実施する。
- ロ 対象者は、第一回公開買付けの実施に関して、第一回公開買付けに賛同し、応募推奨に係る意見を留保する旨、及び第二回公開買付けに賛同し、応募を推奨する旨の取締役会決議を行い、本件提携契約の締結日において、その旨を公表する。ただし、対象者の設置する第三者委員会が、対象者の取締役会に対し、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見以外の意見を答申した場合、又は同内容の決議を行うことが、対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合（以下「第一回意見表明除外事由がある場合」といいます。）はこの限りでない。
- ハ 対象者は、第一回公開買付けの実施に関して、第一回意見表明除外事由がある場合を除き、第一回公開買付けに係る公開買付け開始公告を行う日において、上記ロ記載の取締役会決議の内容が記載された意見表明報告書を提出する。かかる意見表明報告書は、第一回公開買付けに対する賛同意見を維持することが対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合を除き、第一回公開買付けの期間中、訂正又は撤回することができない。

② 第二回公開買付けの実施

- イ 公開買付者は、以下のとおり、本前提条件が充足されていることを前提条件として、第一回公開買付けに係る決済の完了後、実務上可能な範囲で速やかに、第二回公開買付けを実施する。
 - (イ) 第一回公開買付けが成立すること。
 - (ロ) 対象者について本件提携契約に規定する義務の重大な違反が存在しないこと。
 - (ハ) 対象者の取締役会が、第二回公開買付けに賛同し、応募を推奨する旨の適法かつ有効な取締役会決議を行ったうえでこれを公表し、かつ、これを撤回又は変更していないこと。
- (ニ) 第二回公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は公的機関によるいかなる命令、処分もしくは裁判も存在していないこと。
- (ホ) 法第27条の11第1項但書に記載される事由が生じていないこと。
- (ヘ) 第二回公開買付けを開始することが客観的に不可能又は著しく困難となるような天変地異、市場環境の悪化又は法令等の改正がないこと。

- ロ 対象者は、第二回公開買付けの実施に関して、第二回公開買付けに係る公開買付開始公告を行う日の前日において、第二回公開買付けに賛同し、応募を推奨する旨の取締役会決議を行い、その旨を公表する。ただし、対象者の設置する第三者委員会が、対象者の取締役会に対し答申した意見が、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見以外の意見に変更され、もしくは撤回された場合、又は同内容の決議を行うことが、対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合（以下「第二回意見表明除外事由がある場合」といいます。）はこの限りでない。
- ハ 対象者は、第二回公開買付けの実施に関して、第二回意見表明除外事由がある場合を除き、第二回公開買付けに係る公開買付開始公告を行う日において、上記ロ記載の取締役会決議の内容が記載された意見表明報告書を提出する。かかる意見表明報告書は、第二回公開買付けに対する賛同意見を維持することが対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合を除き、第二回公開買付けの期間中、訂正又は撤回することができない。
- ニ 対象者は、第一回公開買付けに係る決済の完了時点以降、公開買付者が対象者の総株主の議決権の過半数を取得するまでの間、以下の行為を行うことを決定する場合、事前に公開買付者らの書面による承諾を得なければならない。
 - (イ) 定款その他重要な内部規則の変更
 - (ロ) 重要な資産の取得、譲渡、担保権の設定その他の処分
 - (ハ) 業務上重要な契約の締結、修正、解約、解除又は終了
 - (ニ) 新株の発行又は自己株式の取得もしくは処分
 - (ホ) 株式の併合、株式の分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
 - (ヘ) 資本金の額の減少もしくは準備金の額の減少又は資本金の額の増加もしくは準備金の額の増加
 - (ト) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、重要な事業上の譲渡又は譲受け
 - (チ) 上記イ乃至トに記載するもののほか、対象者の資産、業務遂行、経営状況、財務状況又は業績予想に重大な影響を与える可能性のある行為
- ③ スクイーズアウトの実施

公開買付者ら及び対象者は、第二回公開買付けの終了後、本件両公開買付けが成立することを前提条件として、平成27年12月末日までに、スクイーズアウトを実施する。公開買付者らは、スクイーズアウトの実施に必要な決議を行う対象者の臨時株主総会及び種類株主総会において、スクイーズアウトの実施に係る各議案に賛成する旨の議決権を行使する。スクイーズアウトの実施に係る合意の詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

(業務提携に関する事項)

- ① 業務提携の内容

公開買付者ら及び対象者は、スクイーズアウトの実施後、相互の事業上のシナジー効果を最大化するため、組織・管理体制、事業展開地域及び出店政策、商品政策や物流網の構築及びカード利用に関する戦略、情報システムの統一化及び人事政策等に関する事項の検討を行う。
- ② 役員等の派遣
 - イ 公開買付者らは、第一回公開買付けに係る決済の完了時点以降、下記ロ記載のフジ及び公開買付者が指名した者が対象者の取締役に就任するまでの間、それぞれフジが1名、公開買付者が2名のオブザーバー（フジもしくは公開買付者又はフジもしくは公開買付者の子会社の役員又は従業員に限る。）を対象者の取締役に出席させることができる。
 - ロ 公開買付者らは、スクイーズアウトの完了日以降、それぞれフジが1名、公開買付者が2名の対象者の取締役及び公開買付者が1名の対象者の監査役を指名することができる。フジ及び公開買付者がそれぞれ指名した取締役又は監査役が辞任又は退任した場合、公開買付者らは新たに同数の取締役又は監査役を指名することができる。
- ③ 議決権保有比率の維持

公開買付者ら及び対象者は、スクイーズアウトの完了日以降、速やかに、公開買付者らが適用法令の許容する範囲内で別途協議の上定める方法により、フジ及び公開買付者の議決権保有比率を49：51とするために必要な措置を行う。
- ④ 対象者株式の処分の禁止

公開買付者らは、それぞれが所有する対象者の株式を第三者に対して譲渡、担保差し入れその他の一切の処分を行うことができない。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場						
月別	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月
最高株価	582	587	606	585	998	998	997
最低株価	530	564	567	541	561	996	996

(注) 平成27年6月については、6月1日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第48期（自 平成25年 3 月 1 日 至 平成26年 2 月28日）平成26年 5 月29日 四国財務局長に提出
事業年度 第49期（自 平成26年 3 月 1 日 至 平成27年 2 月28日）平成27年 5 月29日 四国財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第50期第 1 四半期（自 平成27年 3 月 1 日 至 平成27年 5 月31日）平成27年 7 月10日 四国財務局長に提出予定

③ 【臨時報告書】

提出事由 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号（主要株主の異動）平成27年 5 月19日 四国財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社レディ薬局
（愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番37号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

対象者が平成27年6月1日に公表した「平成28年2月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、平成27年6月1日開催の取締役会決議により、第二回公開買付けが成立することを条件に、平成28年2月期の配当予想を修正し中間配当を行わないこと及び期末配当については未定とすること並びに平成28年2月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。

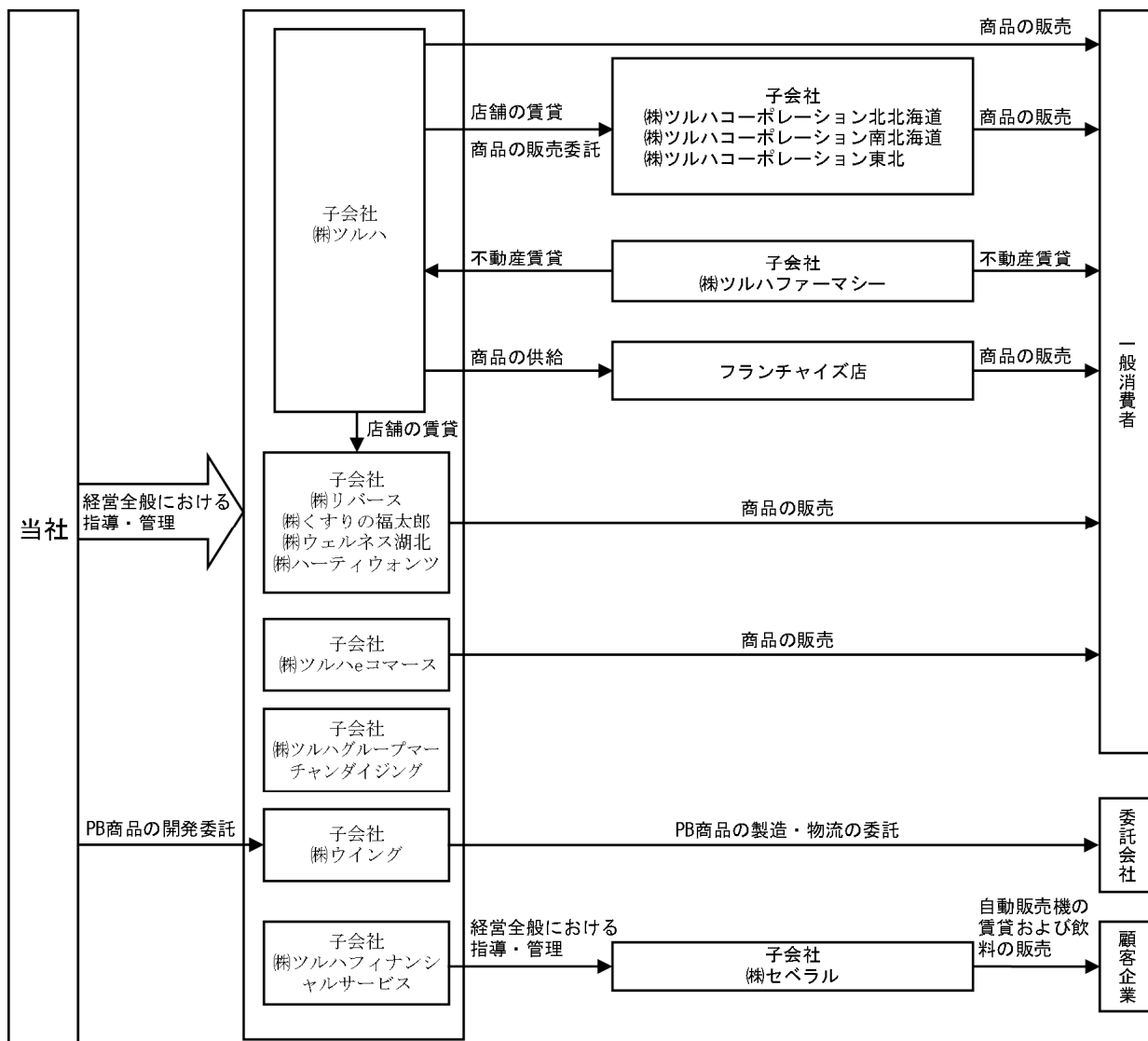
【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

【事業の内容】

ツルハグループは、ツルハHD、連結子会社14社および非連結子会社2社により構成されております。

なお、ツルハHDは有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月
売上高 (百万円)	279,763	299,579	320,969	343,019	388,465
経常利益 (百万円)	12,928	16,521	19,948	23,821	25,321
当期純利益 (百万円)	6,558	7,881	10,594	13,461	14,563
包括利益 (百万円)	—	7,894	11,731	17,033	16,140
純資産額 (百万円)	73,151	79,253	88,410	104,138	120,056
総資産額 (百万円)	131,057	141,457	142,694	162,708	193,485
1株当たり純資産額 (円)	1,534.69	1,662.83	1,868.33	2,175.62	2,435.58
1株当たり当期純利益金額 (円)	138.33	166.24	224.87	284.22	305.25
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	138.16	165.83	223.59	281.87	301.58
自己資本比率 (%)	55.5	55.7	61.6	63.7	60.2
自己資本利益率 (%)	9.4	10.4	12.7	14.1	13.2
株価収益率 (倍)	11.96	11.17	10.31	15.99	16.64
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	18,983	15,277	387	14,134	13,691
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,211	△3,983	△988	△18,874	△4,390
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,312	△2,427	△1,871	△1,783	△8,567
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	26,680	35,583	33,111	26,589	27,323
従業員数 (人)	3,510	3,612	3,822	4,181	4,897
(外、平均臨時雇用者数)	(5,556)	(5,854)	(6,523)	(7,296)	(8,466)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成26年5月16日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益金額」、「1株当たり純資産額」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月
営業収入 (百万円)	3,306	3,904	4,861	8,332	9,846
経常利益 (百万円)	2,104	2,559	3,457	6,497	7,914
当期純利益 (百万円)	1,914	2,368	3,005	6,256	7,690
資本金 (百万円)	6,628	6,629	6,691	7,260	7,392
発行済株式総数 (株)	23,706,234	23,706,734	23,740,134	23,996,934	24,057,934
純資産額 (百万円)	50,875	51,751	52,182	57,134	62,105
総資産額 (百万円)	51,165	52,070	53,700	58,320	63,066
1株当たり純資産額 (円)	1,065.26	1,082.74	1,097.64	1,188.44	1,284.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	62 (28)	75 (31)	100 (37.5)	130 (50.0)	141 (65.0)
1株当たり当期純利益金額 (円)	40.39	49.96	63.79	132.10	161.19
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	40.34	49.83	63.42	131.00	159.25
自己資本比率 (%)	98.7	98.6	96.1	97.0	97.3
自己資本利益率 (%)	3.8	4.7	5.8	11.6	13.0
株価収益率 (倍)	40.98	37.18	36.33	34.41	31.51
配当性向 (%)	76.76	75.07	78.39	49.21	43.74
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (3)	69 (3)	68 (4)	70 (4)	67 (4)

(注) 1. 営業収入には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成26年5月16日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益金額」、「1株当たり純資産額」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成23年 2 月	平成24年 2 月	平成25年 2 月	平成26年 2 月	平成27年 2 月
売上高 (千円)	35, 029, 479	49, 661, 727	50, 703, 411	52, 544, 119	54, 568, 030
経常利益 (千円)	406, 714	968, 581	1, 174, 490	1, 443, 364	1, 429, 745
当期純利益 (△は損失) (千円)	227, 996	△176, 426	487, 026	604, 640	763, 357
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	573, 141	576, 141	598, 641	598, 641	598, 641
発行済株式総数 (株)	21, 259	21, 299	21, 599	10, 799, 500	10, 799, 500
純資産額 (千円)	3, 491, 958	3, 300, 472	3, 792, 229	4, 297, 574	4, 971, 759
総資産額 (千円)	24, 634, 975	24, 126, 692	24, 355, 078	25, 473, 537	26, 820, 776
1 株当たり純資産額 (円)	164, 257. 90	309. 92	351. 15	398. 87	461. 44
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	2, 000 (1, 000)	2, 000 (1, 000)	3, 000 (1, 000)	8 (4)	8 (4)
1 株当たり当期純利益金額 (△は損失) (円)	10, 724. 70	△16. 59	45. 48	56. 06	70. 85
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	45. 45	—	—
自己資本比率 (%)	14. 2	13. 7	15. 6	16. 9	18. 5
自己資本利益率 (%)	6. 7	—	13. 7	14. 9	16. 5
株価収益率 (倍)	13. 76	—	10. 97	9. 19	8. 16
配当性向 (%)	18. 6	—	13. 2	14. 3	11. 3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	840, 355	1, 151, 374	1, 426, 478	1, 954, 080	2, 038, 292
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△158, 705	△258, 355	△597, 480	△838, 289	△579, 072
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△778, 387	△881, 824	△519, 530	△1, 014, 474	△498, 165
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1, 189, 953	1, 201, 147	1, 510, 616	1, 611, 933	2, 572, 988
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	655 (981)	630 (1, 011)	622 (1, 063)	614 (1, 087)	643 (1, 148)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 対象者は関連会社を有しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

3. 平成25年 3 月 1 日付で普通株式 1 株を500株とする株式分割を行っておりますが、第46期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益 (損失) 金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 第45期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第46期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません
第48期及び第49期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第46期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は、就業人員数を表示しており、（ ）内に臨時雇用者数の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
7. 第45期は、事業年度の変更により平成22年4月1日から平成23年2月28日までの11カ月間となっております。